

亀山市告示第76号

次のとおり公印の改刻及び廃止をしたので、亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）第5条第4項の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀山市長 櫻井義之

区分	名称	印影	使用範囲	使用開始及び廃止の日	個数
改刻	亀山市長印	(略)	市長名による文書用	平成30年4月1日	1
廃止	亀山市長印	(略)	市長名による文書用	平成30年4月1日	1